

# 相続ドック NEWS RELEASE

2020年1月号

NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE

## 2020年度税制改正大綱発表！大型節税封印へ…

大型節税対策は廃止！  
富裕層囲い込みは厳しく！  
効率化のための改正もちらほら



法人、個人とも幅広く影響を受ける改正は少なく、大企業や富裕層による大型節税封じや、納税環境整備による効率化などに集約された印象です。

### 意図的な赤字づくりにNO！

#### ●過去最高益なのに税金ゼロ！？

ソフトバンクグループ（SBG）は、2016年に3兆3,000億円で買収した英アムHD社から、その保有株を配当として受領。結果、同社資産価値は大きく下落。同社傘下のファンドに現物出資（譲渡）し、巨額の売却損が生じて赤字決算に。

赤字は2兆円ともいわれ、結果、会計上は過去最高益だった2018年3月期の法人税負担が“ゼロ”になっています。

#### ●残った赤字で翌期も節税

その後、東京国税局から4,000億円の申告漏れを指摘されて、SBGは修正申告したものの、税務上は赤字のまま、追徴課税なしに。

## 2020年度税制改正大綱のポイント



暮らしは？

企業は？

- 低未利用地の長期譲渡に特別控除が登場
- ◇ 配偶者居住権の譲渡所得制度も整備
- ◇ つみたてNISA期間延長へ
- 未婚のひとり親の所得控除見直し
- 海外中古建物利用の所得税節税の廃止
- 住宅貸付建物の消費税還付の廃止
- ◇ 財産債務調書、国外財産調書制度の見直し

○ 減税  
● 増税  
◇ 中立

- 5G投資促進税制（2年限定）
- オープンイノベーション促進税制
- 中小企業の交際費損金不算入2年延長
- 少額減価償却資産の特例延長へ
- 企業版ふるさと納税の拡充と延長
- 子会社利用の節税スキーム廃止
- 大企業は飲食交際費も課税へ

効率化

- ◇ 連結納税企業も単体申告、修正も税務調査も効率化
- ◇ 消費税申告期限延長で申告書作成が1回で完了
- ◇ クラウド経費精算システム利用で書類保管不要へ



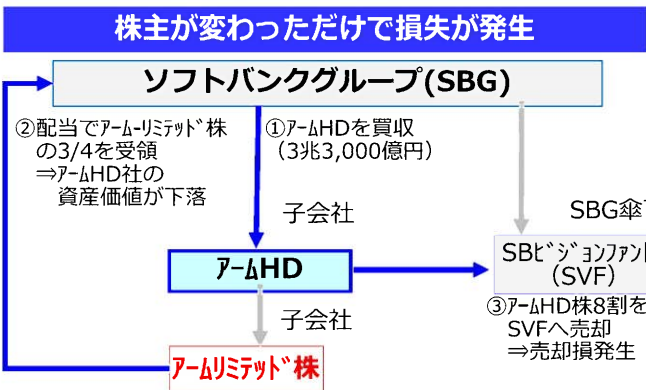
繰延べられた欠損金の1/2が翌期利益と相殺されたため、2019年3月期は税引前利益1兆6,913億円に対し、14%相当の2,367億円の税負担で済んでいます。実効税率30%よりかなり低く、ある経済誌の“税負担の少ない大企業50社”に見事26位でランクイン！

### ●見た目は合法的でも…



SBGは“不当に税負担を減らしたわけではない”と主張。国税庁も“一連の取引に違法性はない”と渋々認めたものの、子会社株の所有者を変えただけのマジック節税が繰り返されないよう、素早く改正へ動きました。

改正後は、資産価値が下がった時点で簿価の減額処理をする必要が出るため、売却損が発生せず、節税効果は得られません。



### ●海外住宅投資の節税にもメス

海外住宅投資で赤字を作り、国内所得と通算して税負担を減らすという人気の節税手法は、改正で“海外住宅の減価償却費で発生する赤字は生じなかったもの”となり、節税できなくなります。



**<中古住宅の短い耐用年数を利用>**  
海外住宅は築20年以上でも家賃収入が得られ、価値が下がりにくい。簡便法で算出した短い耐用年数（例：木造で築22年超⇒4年）で、家賃を上回る減価償却費で赤字が発生する。

### ●会計検査院報告は改正の予兆？

会計検査院が富裕層の多い東京・麹町税務署管内などを調べたところ、海外の中古物件を活用した節税スキームで、**延べ337人が39億8千万円超の赤字を計上**していたことが発覚。

2015年に会計検査院が問題点をすでに指摘しており、当時から税制改正の可能性を指摘する声が多くありました。



### ●金売却での消費税還付？！



通常は還付できない賃貸住宅取得時の消費税の還付を受けるため、金の売却で多額の課税売上を作って申告する手法は、一部不動産投資家に流行しました。

法人設立から各種届出、還付申告からその後3年後の対応まで行う専門業者もあり、利益度外視で金売却を繰り返すケースもあったとかなかったとか…。

◆事務所等：家賃収入は課税対象。申告時に建物取得時の消費税の還付申告が可能。

◆住宅：家賃収入は非課税で納税がない代わりに物件取得時の消費税も申告できない。

#### <金売却で消費税還付を受ける事例>

建物 5,500万円（うち消費税500万円）

- ①取得年：家賃収入0+金の課税売上1万円  
消費税4,999,000円の還付金を受領
- ②2年目：家賃360万円
- ③3年目：家賃360万円+課税売上800万円※  
※手元資金100万円で8回以上売買を繰り返せば、800万円の課税売上を作れる。

### ●還付金スキームを完全封じこめ



改正後は、**建物の貸付目的が住宅用だと課税仕入の対象外**となり、建物取得年の課税仕入計上ができなくなります。（ただし取得後3年以内に住宅以外の目的で貸したり、物件を売却した場合は、対応部分の消費税を控除可能）

新たな還付金スキームが登場するたび改正が繰り返されてきましたが、国と納税者のいたちごっこに終止符が打たれたことに…！？

### 注目の新税制は？



#### ●未利用地の譲渡所得に優遇措置

所有期間5年超の都市計画区域内の**低未利用地の譲渡（500万円以下）で100万円の特別控除**がとれるようになります。

税負担が20万円減る上、固定資産税負担もなくなるので、積極的に売却に応じる人が増える可能性も。

#### <低・未利用地とは>

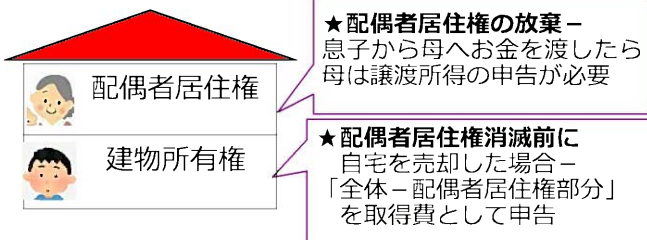
空き地、空き家・店舗、工場跡地、管理放棄の森林など長期間利用されていない土地や、資材置き場や青空駐車場など利用頻度が低い土地の総称。

## ●配偶者居住権の譲渡所得の取扱い

被相続人所有の自宅に、無償で一生涯住み続ける権利を保障する“配偶者居住権”。今回は、配偶者居住権付きの自宅売却時の取扱いが明示されました。

所有者が配偶者居住権放棄の対価としてお金を渡せば、配偶者は譲渡所得の申告が必要に。逆に、支払わなければ所有者へ贈与があった扱いになります。所有者が売却した際の、取得費の計算方法も明らかにされました。

### 母が配偶者居住権、息子が所有権を相続した場合



## ●富裕層の資産把握は厳しく…

### ◆相続発生年の報告は不要に

一定以上資産を保有する富裕層は、財産債務調書や国外財産調書の提出が必要ですが、相続発生年は相続財産分の報告は不要になります。

### ◆国外財産取得時の書類提出も要件に

国外資産の調査では、投資時期、資金の出所、売却時の利益把握などのため、取得時の書類が重要。

今後国外財産に関連して所得税や相続税の申告もれがあれば、税務署に求められた提出期限内に取得時の書類などを提出したかどうかで、過少申告加算税の調整が入るようになります。

パターン別の過少申告加算税

	関連書類の提出	
	あり	なし
国外財産調書記載の財産	5%	10%
記載していない財産	15%	20%

## ●大型投資促進税制が登場

### ◆5G投資促進税制（2年限定）

国内通信大手、工場などで独自の5G通信網を整備する事業者向け、5G通信網整備を後押しする新制度（下記いずれかを選択）

- ・認定設備投資額の30%の特別償却
- ・15%の税額控除（上限：法人税額の20%）

◆オープンイノベーション促進税制（2年限定）  
企業やベンチャーキャピタルが設立10年未満の未上場企業に1億円以上出資※した場合、出資額の25%を損金算入できる。

※中小企業は1,000万円以上の出資

## 効率化のための改正も…



## ●既存制度の見直し、延長

### ★交際費の特例 2年延長

- ・中小企業年800万円までの交際費の損金算入特例
- ・接待交際費の50%の損金算入特例  
→資本金100億円超企業は対象外に！

### ★少額減価償却資産の特例 2年延長

PCなど30万円未満の資産を、年間300万円まで損金算入できる。資本金1億円以下でも、従業員501人以上の法人、連結法人は利用不可に！

### ★企業版ふるさと納税 5年延長

認定自治体の指定事業へ寄付した場合、60%税額控除を認める（控除割合77%）。

## ●連結企業も単体申告で負担軽減

企業グループを一社とみなし、グループ内の黒字と赤字を相殺したり、税優遇枠を共有して申告できるのが連結納税制度のメリット。ただし1社でも計算ミが出れば全体の修正が必要のため、企業側と税務当局の大きな負担でした。

改正後はメリットは残したまま、グループ各社が申告納税する仕組みに変わるので、修正事務負担が軽くなります。

## ●消費税の申告事務を軽減



法人税の申告期限は1ヵ月延長できても消費税はできないため、2ヵ月以内に決算が固まらないと、概算数値で申告し再提出する二度手間が生じていました。改正後は消費税も1ヵ月間延長できるため、申告も一度で済むことに！

ただし納税期限は2ヵ月以内、概算納付しないと利子税がかかります。

## ●クラウドシステム利用で効率化

クラウド型の経費精算リボトを利用し、カードや電子マネーで決済した経費情報は、クラウド上の保管情報が国税関係書類と認められることになり、紙保管が不要に！

ペーパーレス化でファイリング事務も保管スペースも不要に！利用料との兼ね合いとはなりますが、システム導入する会社は確実に増えそうです。